

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第43号（2014年11月2日）

**高裁判決確定！これまでの
ご支援ありがとうございました。
12月23日の20
14年度総会・シンポにご
参加をお願いします。**

目次

- 2-5 裁判終結にあたって
- 6-11 7・25判決後記者会見
- 12 総会・シンポ案内

前号のニュースでお知らせしました通り、7月25日の第3次訴訟控訴審判決を受けて、被控訴人（原審原告）側としては上告しないことを決定しました。控訴人（原審被告）・国側も上告しなかったため、高裁判決が確定することとなり、第1次から第3次までのすべての裁判が終結することとなりました。

判決確定に伴い、8月22日付けで外務省より判決で開示が命じられた2文書について変更決定がありました。関連して再請求分の変更決定も同日付けであり、昨年行った異議申し立てについても審査機関に上げる準備を進めているとの回答がありました。

これまでのご支援に感謝を申し上げますとともに、日韓条約締結50周年である来年2015年に向けた、12月23日の年次総会とシンポにご参加をお願いします。

日韓会談文書・全面公開を求める会2014年度総会

12月23日（火・休） 午前10時半～12時（10時開場）

公開シンポジウム

12月23日（火・休） 午後1時半～5時（1時開場）

会場は、東京しごとセンターセミナー室です。詳細は12面をご覧ください。

裁判終結にあたって

共同代表 吉澤文寿

本会の裁判活動終結にあたり、まず会員および関係者、弁護団の皆さんに厚く御礼申し上げます。本会は今日まで2つの重要な判決を獲得した。すなわち、申請から1年7ヶ月も経っているのに外務省が開示決定しないのは情報公開法の趣旨に反する「不作為の違法」であるとする2007年12月26日の東京地裁判決、そして作成年30年以上経過した公文書の開示を原則とし、その年限を越えて不開示とする場合は外務省が相当な理由を説明立証すべきであるとする2012年10月11日の東京地裁判決である。これらの判決を受けて、外務省は6万枚を超える文書を開示決定し、さらに多くの不開示部分を開示することになった。その結果、日韓会談研究が進展するとともに、今日韓国の裁判で強制動員被害者である原告が勝利している状況に幾ばくかでも貢献したとすれば、本会の目的に確実に前進できたと思う。

その一方で、外務省主導の情報開示、インカメラなしの司法判断、日韓会談（そして現在の日韓・日朝関係）の核心に迫る多くの情報の不開示という点を打開することはできなかった。これらは本会を含めた、今後の市民運動の課題として残されている。

短かった十年間の闘い

事務局次長 李 洋秀

「完全かつ最終的に解決」という大本営発表(今も健在のよう)を、日韓のマスコミは今も垂れ流し続けている。われわれの闘いに対して「既に終わったのに愚かな行為」と民団幹部は酷評する。だが韓国の憲法裁判所は、「被請求権人(韓国政府)の不作為違憲」と一蹴した。65年の日韓協定は在日三世の永住権すら決められず25年先送りにし、「協定永住権」すら今はない。永住権を申請しなかった私にとって、協定など無効だった。大体、

強制退去とセットの「永住権」など、あり得ない。文化財協定には「完全・・・」云々の文言すら存在しない。もし解決しているのなら、ICJに提訴するという竹島問題も存在しない筈だ。「実質支配が有効」と、尖閣問題では日本政府が自ら指針を与えている。2次訴訟は「固有の領土」証拠書類を隠蔽するお墨付けを国に与えたが、根拠も出せない要求など「餓鬼の戯れ」に過ぎない。主張するのなら、堂々と情報を公開せよ。

われわれの勝利も、外務省の稚拙さのおかげという面もある。だが情報公開において暗い方向に向かっている中で、少しは日本の民主化に貢献したといえるのではないだろうか？

正義と和解のための外交文書公開に向けて

弁護士 東澤靖

過去の負の遺産とどのように向き合い、未来を作り出していくかは、国境を越えた市民に課せられた任務であると同時に権利でもある。そして、その過去の傷跡の中で、忘れ去られようとする被害を回復していくことも同様である。日韓文書全面公開の運動は、そうした市民の任務と権利を行使していくための、あたりまえの営みとして歴史的真相が市民の前に明らかにされることを求めてきた。そして、日本政府が外交秘密の名のもとにそれを妨げようとした時、市民は法的な手続を通じて公開を実現せざるを得なかった。

この法的な手続の中での運動は、3次にわたる非公開文書の開示請求訴訟を通じて行われることになった。しかし、全面公開に向けて日本政府を少しずつ追い込んでいったのは、法的な手続というよりも、市民の任務と権利を実現しようとする運動そのものであったことは間違いない。いくつかの判決で裁判所は、日本政府の言い分をそのまま受け入れ、しかしいくつかの判決では着実に市民の任務と権利を高めていった。この運動のもたらした結果は、完全に満足できるものではないものの、着実な成果を勝ち取っていった。同時に、現在ある情報公開法の限界をも明らかにした。

日本政府は、残念ながら特定秘密保護法の導入など、市民の任務と権利を押さえ込もうとする動きを見せている。これに対して市民は、そうした動きをさらに打ち破る闘いが求められる。弁護団は、そうした運動の一翼を担うことができたことを誇りに思っている。そして法廷の内外で、弁護団の活動を支えてくれた皆さんに強く感謝している。

裁判終結にあたって

共同代表 太田 修

この夏、日韓会談文書全面公開を求める訴訟が終わった。この訴訟は、日本の植民地支配・戦争被害の清算のために日韓会談の真実を究明し、公文書を国家の独占から市民の手にとりもどすことをめざすものだった。それらの目標はすべて達成されたわけではないが、日本政府が日韓会談文書の大部分を開示せざるをえなくなったことや、それにより過去清算は日韓会談では解決済みではなかったことがある程度明らかにされ、そのことが近年の韓国裁判所での過去清算関連判決にも影響を与えたことは、運動の大きな成果だった。

残された課題は大きく二つである。一つは、今後、よりよい過去清算の途を模索するために開示された文書を十分に検討することである。二つ目は、開示された日韓会談文書を市民がより利用しやすい状態で公開し続けることである。現在、開示された日韓会談文書は私たちのホームページ上で公開されているが、残念ながら利用しやすいものではない。それに私たちがこれを永続的に維持できるものでもない。現在、その整理と維持の方法を検討しているが、会員の皆さまにもよいアイデアがあればご教示いただきたい。

最後に、これまで裁判運動をともにしてくださった会員および支援者の皆さま、そして膨大な書面を書いてくださった弁護団の皆さまに心より拍手を送りたい。ありがとうございました。

日本でも「過去史清算」のうねりを

事務局長・情報公開請求代理人 山本 直好

2005年に韓国で日韓会談文書が公開され、日本でも公開運動を始めようということで、今は建て替えて無くなった水道橋のホテルの喫茶店に集まった日のことを今でも思い出します。その時は、これほど大きな運動になるとはとても想像できませんでした。

私は、それ以前から日本製鐵株式会社に強制連行された韓国人労働者の供託金還付請求訴訟に取り組んでおり、「日韓請求権協定と国内法で解決済み」という政府の主張が何の検証も無く裁判所に受け入れられることに歯ぎしりする思いでおりました。たまたま、国立公文書館のホームページで2000年に大蔵省の日韓会談文書が移管されたことを知り、閲覧請求に取り組んでいたことから、この運動に声がかかったのだと思います。

当時の公文書館は「非公開」となっている文書は閲覧請求も受け付けないというひどい対応で、交渉して専門官の方に話を聞いていただき、閲覧請求は受け付けていただきましたが、審査請求までしたのに閲覧できたのは記者会見のブリーフィング文書だけでした。しかし、勉強がてら観に行こうと、当会の役員の皆さんと一緒に不便なところにある公文書館筑波分館に行きました。折角だからと「公開」扱いになっている文書の閲覧請求をしたところ、今はもう使われていない謄写版で印刷された手書きの色あせた文書ファイルが出てきたときには歴史の一コマを垣間見たような感動を覚えました。

この運動を通じて、数えきれないくらい外務省に通い、情報公開請求という貴重な経験をし、「情報は力だ」ということを学びました。韓国では、開示された情報を基礎に「過去史清算」が政策として取り組まれ、ついには2014年5月24日の大法院判決に結実しました。しかし、残念ながら日本ではそうした政策、司法判断の見直しには至っておりません。情報公開は民主主義の基礎であり、よりよい社会を築くインフラでもあります。6万ページの開示文書とこの経験をよりよい社会、よりよい国際関係のインフラとして残し、活用・発展させていくことが私たちの責務だと思います。

控訴審判決後の記者会見より（7月25日 司法記者クラブ）

東澤靖弁護士（弁護団長）

本日、1965年に終了した日韓外交正常化交渉に関する外交文書の情報公開請求訴訟について、東京高等裁判所第8民事部において判決が行われました。判決の内容につきましては一言では言えない複雑な部分があります。簡単に言えば、残念ながら一審判決で開いた情報公開の窓口を狭める形にな



りました。つまり、一審判決に比べて情報公開を命じる範囲は狭くなっている。他方では一審判決で認めなかった情報公開について、こちら側の訴えを認めて一部を受け入れました。そうした意味で不当な部分と前進した部分と両方が混在している内容となっています。

もう少し簡単に状況を説明しますと、実は一審判決において外務省に対して多くの文書の開示が命じられたわけですが、この控訴審の判決に至る過程でかなり多くの文書、大半の文書は外務省が自主的に公開をしてきました。その部分につきましては外務省が控訴をしなかった部分もありますし、控訴は一旦したんだけども取り下げたという部分もありました。それと一審で負けた部分についてもこちらの方から附帯控訴という形で控訴をしていましたけれども、これも一部の文書について開示が行われました。そういった意味においては控訴審が最終的に判断を加える対象となった文書は非常に数が限られたものになっています。そういった67文書について高裁は判断をして、そのうち2文書については原告の言うように開示しなさいと言う判断をして、その余の文書については控訴のあった部分について国側の主張を認めるという内容です。

もう一つ重要なのはどういう理由によってそれをやったのかというところです。一審の判決は例えば「30年ルール」というのを一つの目安にして、それを過ぎた文書についてはやはりよほどの事情が無い限りそれを隠すことはできないんだと言うような判断をしていました。しかしながら今回の高裁判決はそのことに対しては直接触れていません。触れずに外務省が文書を開示しないという判断をするためにはその理由となる外国との信頼関係とか外交上の交渉の不利益とかそういった具体的な事情をきちんと立証しなければならない。それを裁判所が総合的に事情を考慮して果たして合理的判断だったかを判断します。という枠組みを使っています。その下でそれぞれの文書について果たして合理的に判断だったかというような判断をしているということです。ですから一審判決が用いた枠組みについてそれを受け入れるのか拒絶するのか、それについてはこの判決は何も言っていません。ある意味で別の枠組みの中で今回の判断を下したということだと思います。

これが判決の説明ですけれども、この判決をどうとらえるのか。特に大半の文書はすでに外務省が自主的に開示している、あるいは、控訴を取り下げている状況もありますので、その辺についてはまた「求める会」の共同代表の方から今回の判決に対する声明と合わせて発表させていただきたいと思います。

吉澤文寿（原告・共同代表）

一番目に、一審の判決をめぐって前進した部分もあるし、後退した部分もある。判決の意義というものを「求める会」でじっくり検討したい。2番目にすでに多くの開示部分がありますので、それについては私たちの活動がこれだけの成果を得てきたんだとい



うことを改めてこの場を借りて確認したいと思います。

それからやはりこういう歴史的な外交文書であります、前提としては市民の共有財産であるということです。歴史の検証や将来の外交政策の民主主義的な構築の不可欠の前提であるということです。これは公文書管理法でも謳っている話です。やはり昨年12月、特定秘密保護法が成立しましたが、あの法律が今年施行されるということが予測されますが、歴史研究や民主主義の前提が損なわれることにならないかということを変更して憂慮しています。それから7月14日に沖縄の密約の文書の問題で最高裁判決が出たわけですが、行政機関が「存在しない」と主張する文書について、開示の請求者側が存在を立証する責任があるという内容の判決でしたので、これはやはり原告の西山氏が述べたように国民主権にのっとった情報公開の精神も微塵もなく、民主主義の基礎を崩壊させるものです。私たちはこの最高裁判決に対しても強く抗議するものです。

原告の一人として、今回の判決を聞きました。改めて情報公開法の不開示理由として、「日本が他国との交渉において不利益になる可能性がある」という言葉は、やはり引っかけ表現です。つまり、今争っている日韓会談で、請求権だとか文化財とか竹島の問題が争われましたが、少なくとも財産請求権の問題においては朝鮮人の植民地支配を受けていた人たちの財産です。それらの情報は本来であればきちんと開示してしかるべき情報だと思う。今、日朝交渉が行われていますが、北朝鮮とどういった交渉を進めるかということはいずれかと思いますが、そうした情報を隠したまま交渉をすることが日本にとって有利だということは一体どういうことなんだということをもう一度考えなければいけないのではないかと思います。

それは文化財の問題もそうであって、日本にある朝鮮由来の文化財に関する情報は不開示としている。色々な経過はあると思いますが、万が一、植民地期の略奪という形で日本にあるものがあるとして、その事実を隠したまま文化財交渉を進めるということ、それによって日本が利益を被るということはどういうことかを考えたときに、今回原告で被害者

の李容洙ハルモニがいらっしやいますが、日本という言葉を使うと分かりにくいので、あえて加害者と被害者という表現を使うのであれば、加害者にとって有利になるということじゃないか。やはりそういう気がしました。

これは情報公開法の問題だということもありますが、広く言えば日本の植民地支配や過去清算をめぐる認識の問題です。私たちは情報公開の問題として運動をやってきていますが、非常に大局的な見地からやはり情報公開のあるべき姿を広くみなさんと一緒に考えていきたい。

太田修（原告・共同代表）

吉澤さんから声明の内容は説明していただいたので、2点だけ申し上げようと思います。まず今回の訴訟の意義についてですが、私たちは元々植民地支配、戦争に起因する被害者の補償問題の解決を求めて、あるいは被害者と和解をすることをめざしてこの運動を始めました。と言いますのは、日本政府はそれら



の補償問題が1965年の日韓請求権協定で解決済みだと主張し続けてきました。本当にそうなのかどうか、外交文書を見て、私たちのこの目で確かめてみたいという思いからこの運動を始めました。もう一つは、この裁判は市民の知る権利をめぐる裁判だとも言えます。本質的には、やや乱暴な言い方ですが、公文書というのは国家や官僚の専有物なのか、それとも市民のものなのかをめぐる争いだというふうにも言えます。もう少し言えば、公文書における民主主義とは一体何なのかを問う裁判でありました。

今日の裁判の感想ですが、一言でいうと、今のところ不当な判断だったと言わざるをえ

ないと思っています。二つの理由からですが、第1は、一審判決の内容を狭めたという点です。一審判決で開示を命じた文書について、今日は大部分の文書の非開示を認めたということです。2点目は、特に非開示の文書の非開示を認めた理由なんですが、今日裁判長が言っていたことは、日朝交渉に影響があるという文書、それから文化財関連の文書、それから竹島（独島）関連の文書については、外務省側の説明を聞いた、それが妥当なものだと判断されたと、よって外務省側の主張を認めるということでした。しかし大きな疑問が残るのは、裁判長は今回文書を見たわけではありません。一審判決ではインカメラ制度と言いまして、問題になった場合には裁判官が直接文書を見て、公開、非公開の妥当性を判断するインカメラ制度についての付言があったのですが、今日の判決ではそういう付言もなく、文書も見ないまま判断をしたということは問題なのではないかと思いました。

李容洙（原告・被害者）

私は歴史の生き証人です。日本政府は私たちのような被害者が亡くなることを待っております。河野談話は30年もたたない最近の文書なのに全面的に検証する形で信頼関係を傷つけていますが、なぜ、この文書は50年くらい



時間がたったにも関わらず、なぜ公開できないのですか。裁判官に一言お願いしますが、分かりやすいように、勇気を持って、はっきりなぜ公開できないかと言ってください。私は被害者が生きている間にこの問題を解決する方が日本のためにも日本の国民のためにも利益になると思っております。裁判官をお願いします。

崔鳳泰（原告・弁護士）

私も韓国の原告の一人ですから、特にメディア関係者に一言お願いします。私は日本と韓国の信頼関係を回復できることを願っております。今、日本政府は河野談話を検証して結局信頼関係を傷つけているではないですか。そうするとこれからの日韓の信頼関係を回復するために何をすればい



いのかということですが、私は公開すべき文書を公開して、公開してはいけない文書は公開しないことが基本原則だと思っています。この原則から見れば、河野談話の検証ということはやってはいけない公開ではないですか。だから今、日本と韓国の信頼関係が非常に傷つけられております。

私は、判決は判決として尊重しますが、河野談話は判決に勝って公開した文書ではないですね。その意味は、判決で勝っても負けても日本政府が公開を決断すれば、明日にでもこれを公開できるのではないかとということです。今、日韓関係が非常に傷ついている段階ですから、日韓会談文書を公開することから信頼関係を回復するのがいいのではないかと。

その為には、この場にいらっしゃる記者さんたちが記事をちゃんと書いてください。なぜ公開しないのかと。それまで日本政府が公開しても十分に報道されていませんから、私から見れば非常に残念です。今日からちゃんと書いてください。それが私からの最後のお願いです。



2014年度総会案内

(日時) 12月23日(火・休) 午前10時半～12時(10時開場)

(会場) 東京しごとセンター5Fセミナー室(JR・地下鉄飯田橋駅下車徒歩8分、ホテルエドモント隣)

(内容) 7・25控訴審判決報告(弁護団)

2014年度活動報告・決算、2015年度活動方針・予算

※総会議案は、12月中旬発行予定のニュースに掲載します。

公開シンポジウム案内

(日時) 12月23日(火・休) 午後1時半～4時半(午後1時開場)

(会場) 東京しごとセンターセミナー室

(参加費) 500円

(テーマ) 「日韓会談文書公開運動の成果と課題—日韓条約締結50周年を前にして」

(企画内容)

◇基調報告「情報公開と日韓会談文書公開運動の意義」(仮): 弁護団

◇シンポジウムテーマと報告者(報告テーマは仮題です)

①日韓条約とは何だったのか—金鉉洙(キム・ヒョンス)さん(明治大学兼任講師)

②未完の植民地清算—岩月浩二さん(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団)

③文化の略奪と植民地主義—五十嵐彰さん(東京都埋蔵文化財センター主任調査研究)

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局) 160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付 TEL: 090-9204-7607 FAX: 03-5241-9906

E-mail: nikkanbunsho2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>